



社会教育便り

幡多地区小中学校PTA連合会研究大会（三原村大会）

令和4年11月27日（日）に三原村農業構造改善センターにて「幡多地区小中学校PTA連合会研究大会」が行われました。新型コロナウイルス感染拡大が心配される中、3密を避け、消毒・検温等の対策を取り、6市町村から102名の参加がありました。表彰行事、講演、家庭のルールづくりチェックシート、PTAの取組、女性役員による取組発表が行われました。今後のPTA活動の活性化や子どもたちの健全育成につながるヒントを得ることができた研究大会となりました。

幡多地区小中学校PTA連合会表彰

【団体表彰】

四万十市立中村小学校PTA 様

黒潮町立伊与喜小学校PTA 様

長年、小中学校のPTA活動にご尽力いただき、すばらしい活動をされていることに対しまして感謝いたします。



講演「活躍世代向け消費生活講座」 講師 山本 昌弘 氏

高知県消費生活センターの山本昌弘さんが、「活躍世代向け消費生活講座～ネット通販での消費者トラブルをさけるために知っておくと役立つスマホの知識～」と題して、令和4年4月より成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことで、成人を迎えた子ども達が今後様々なトラブルにあうことが予想されるため、トラブルにあわないようにするにはどうしたらいいか分かりやすく話をさせていただきました。話の中で、18歳のスマートフォン（以下スマホと表記）の所持率はほぼ100%であり、スマホを利用した商品やサービス購入の契約、決済をする中でトラブルに巻き込まれることが多くなると危惧していました。

成人年齢が変わると何が変わるの？

<変わること>

- ・親の同意がなくてもスマホが購入できる
- ・クレジットカードの申し込み
- ・消費者ローンなどの契約
- ・10年パスポートの取得
- ・女性が結婚できる年齢（16歳→18歳）
- ・選挙権が取得できる

<変わらないこと>

飲酒・喫煙ができる（20歳）

トラブルの事例

- ・お試しのつもりが定期購入に？
「条件注意」
- ・定期購入の商品の解約ができない！！
「解約の電話が繋がらない」
- ・投資話（儲け話）からの誘い
「簡単に儲かる話にのってしまおう」
「まず100万円払おう？」
- ・クレジットカードで何でも買える？
「代金後払いのシステムであり利息がつく」

消費者トラブルにあってしまったら

「どうしよう？」「困った」と思ったらすぐに相談しましょう！！

消費者ホットライン ☎ 188
警察相談専用電話 ☎ #9110
高知県立消費生活センター ☎ 0880-824-0999

家庭での会話の中で、お子さんといろいろ話してみてください！



女性役員の発表 「メディアとの付き合い方」

「現在、家庭でどんなことで困っているだろうか」と女性役員で話し合い、ゲーム、スマホを利用したインターネット等のメディアの利用について悩んでいる家庭が多いのではないかとということで「メディアの付き合い方」というテーマで発表がありました。好奇心旺盛な子ども達が、メディアにのめり込む危険性（脳や健康への悪影響）を示し、そうならないために事前に実施したアンケートから好事例をまとめ紹介しました。発表後に、参加者より「もう一度、この内容を自分の学校で伝えたい」という声があがり、発表データを幡多地区の全ての小中学校へ送信されました。

ぜひ、それぞれのPTAの取組として話し合ってくださいね！

